

## 有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の水源である、沖縄本島中部の河川や地下水において、国が定める環境の指針値を超える有機フッ素化合物P F O S及びP F O A等が検出されたことが公表から 10 年経過している。その発生源について、沖縄県の調査によると基地周辺の排水が流入する下流域において高い濃度が確認されており、近接する米軍基地が汚染源である可能性が指摘され懸念されている状況である。日米地位協定により米軍基地施設は米軍に排他的管理権があり、日本の国内法が原則適応されないことが大きな障壁となっており、そのため、基地内立ち入り調査はいまだ実現されていない。

そのような中、北谷浄水場では、防衛省の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第 8 条に基づく民生安定施設整備事業を活用し、高機能活性炭を導入して水道水の安全確保対策を行っている。命の源である「水」は私たちの生活に欠かせないものである。

P F A S は環境中ではほとんど分解されず、人や生物の体内にも蓄積しやすいため、水道水や土壤の汚染、及び健康への悪影響が懸念されている。沖縄県企業局は 2021 年、防衛省の補助金を活用して北谷浄水場に P F A S を除去するための高機能粒状活性炭を導入し、約 16 億円もかけて安心・安全な水道水を供給するための対策を実施している。

当該活性炭は、経年的に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要になるが、交換については同事業の補償対象外であることから、2026 年度以降に予定する活性炭費用の更新には活用できないとされている。また、資材単価や人件費の上昇等により、交換費用のさらなる高騰も見込まれており、県が多額の費用を負担することになれば、受益者である市民・県民の負担増も避けられないこととなる。物価高騰が続く中、市民・県民の生活はますます苦しくなる。

北谷浄水場は県内の約 45 万人に水道水を供給しており、市民・県民の健康被害に対する不安を解消するためにも、引き続き安全で安心な水を安定的に供給する必要がある。

よって本市議会は、市民・県民の安心・安全な飲み水の確保に向けた対策には、引き続き国の支援が必要であることから、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

### 記

- 1 北谷浄水場における安心・安全な飲み水の確保のため、高機能活性炭の交換費用等について、国が必要な支援を図ること。
- 2 市民・県民の安全・安心な飲み水の確保に向けては、汚染源への対策も必要のことから、北谷浄水場の水源における汚染源の究明と対策を早急を実現すること。
- 3 米軍基地内への立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行なうこと。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、

内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）